第一項の表一の項中「放送局、放送試験局」を「地上基幹放送局、地上基幹放送試験局」に、「放送衛星局、放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局」に、「放送を行う実用化試験局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。三の項において同じ。）」を「基幹放送を行う実用化試験局」に改め、同表二の項中「放送局、放送試験局」を「地上基幹放送局、地上基幹放送試験局」に、「放送衛星局、放送試験衛星局」を「衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局」に、「放送を行う実用化試験局」を「基幹放送を行う実用化試験局」に改める。

第三項の表三の項中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第五項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三十六条の三第一項の規定に基づき、昭和四十三年郵政省告示第五百三十七号（無線設備規則第三十六条の三第一項の規定により郵政大臣が別に告示する場合を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

本則中「行なう放送局」を「行う基幹放送局」に、「そう入」を「挿入」に、「当該放送局」を「当該基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第八項の表中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改める。

第九項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百四十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第二項の規定に基づき、昭和五十七年郵政省告示第八百五十九号（無線設備規則の規定に基づき、同規則第十四条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第二項中「行う放送局」を「行う基幹放送局」に改め、同項第二号中「テレビジョン放送局」を「テレビジョン放送を行う基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百五十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第一項第一号中「放送局」を「地上基幹放送局」に改める。

第三項第一号㈥中「第九条の二第七項」を「第九条の二第六項」に改め、同号㈭中「放送局又は放送衛星局、放送試験衛星局」を「地上基幹放送局又は衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局」に、「放送を行う」を「基幹放送を行う」に改める。

○総務省告示第二百五十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の八及び第三十四条の九の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第二項中「第六条の二第一項」を「第六条の二第一号」に改める。

○総務省告示第二百五十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条の二の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百三十一号（電波法施行規則第五十二条の二の規定により、電磁的方法により記録し、提出することができる書類等並びにその記録及び提出の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第三項中「第三号、第十号、第十一号、第十六号及び第十七号」を「第二号、第九号、第十号、第十五号及び第十六号」に改める。

第五項中「別表第三号5の項」を「別表第三号4の項」に改める。

別表第三号を次のように改める。

別表第三号　電磁的方法により記録し、提出することができる書類等

書類等	電磁的記録により記録することができる事項
1　施行規則第五十二条の二第一号の書類	報告又は提出する書類等に記載しなければならない事項のすべて
2　施行規則第五十二条の二第二号の文書	
3　施行規則第五十二条の二第三号の書類	
4　施行規則第五十二条の二第四号の文書	
5　施行規則第五十二条の二第五号の文書	
6　施行規則第五十二条の二第六号の文書	
7　施行規則第五十二条の二第七号の文書	
8　施行規則第五十二条の二第八号の文書	
9　施行規則第五十二条の二第九号の文書	
10　施行規則第五十二条の二第十号の文書	
11　施行規則第五十二条の二第十一号の文書	
12　施行規則第五十二条の二第十二号の文書	
13　施行規則第五十二条の二第十三号の文書	
14　施行規則第五十二条の二第十四号の文書	
15　施行規則第五十二条の二第十五号の文書	
16　施行規則第五十二条の二第十六号の文書	
17　施行規則第五十二条の二第十七号の文書	